

各規約の変更内容は以下の通りです。

【釣りビジョン倶楽部会員規約】

変更前	変更後
<p>第6条（会費） 1.会員は、月額会費（以下「会費」といいます）及びその支払方法については弊社の別途定めるところにより、支払うものとします。</p>	<p>第6条（会費） 1.会員は、サブスクリプション会費（以下「会費」といいます）及びその支払方法については弊社の別途定めるところにより、支払うものとします。</p>
<p>第7条（会員資格の有効期間） 1.会員資格の有効期間は、原則として本入会申込日(日とは、日本標準時の午前零時に始まり、同じ暦日の日本標準時の午後11時59分に終わる1日を意味するものとします。以下同じ。)を課金開始日とします。会費の計算期間は、課金開始日(次回以降は、課金開始日に相当する日。以下「課金日」といいます)から起算し1か月間(以下「月額課金期間」といいます)とします。ただし、課金日が、ある月に含まれていない場合は、当該含まれていない月の末日(例：5月31日が課金日の場合、次回課金日は6月30日。なお、次々回課金日は7月31日)となります。</p> <p>2. 会員が月額課金期間の末日(アプリ決済を選択した場合、月額課金期間の末日の前日)までに所定の解約手続きを行うか、弊社の都合により該当サービス提供期間中にサービス内容の大幅な変更を伴う等のため弊社が本サービスを終了する場合を除いて、本サービスの利用及び課金は自動継続されます。以後の月も同じ扱いです。</p> <p>3. 会員自身が解約する場合は、会員本人が本サイトまたは弊社が定める解約手続きを行ってください。月額課金期間の末日(アプリ決済を選択した場合、月額課金期間の末日の前日)までに解約手続きを行った場合は、解約手続きをした日を含む月額課金期間の末日までサービスの利用が可能であり、解約手続きをした日を含む月額課金期間の末日まで会員としての地位を有するものとします。なお、解約手続き以降の利用の有無にかかわらず、解約手続きを行った日から月額課金期間の末日までの料金の日割りによる払戻しは行いません。</p>	<p>第7条（会員資格の有効期間） 1.会員資格の有効期間は、原則として本入会申込日(日とは、日本標準時の午前零時に始まり、同じ暦日の日本標準時の午後11時59分に終わる1日を意味するものとします。以下同じ。)を課金開始日とします。会費の計算期間は、課金開始日(次回以降は、課金開始日に相当する日。以下「課金日」といいます)から起算し会員が申込みを行ったサブスクリプション期間(以下「課金期間」といいます)とします。ただし、課金日が、ある月に含まれていない場合は、当該含まれていない月の末日(例：5月31日が課金日の場合、次回課金日は6月30日。なお、次々回課金日は7月31日)となります。</p> <p>2. 会員が課金期間の末日(アプリ決済を選択した場合、課金期間の末日の前日)までに所定の解約手続きまたはサブスクリプションプランの変更手続きを行うか、弊社の都合により該当サービス提供期間中にサービス内容の大幅な変更を伴う等のため弊社が本サービスを終了する場合を除いて、本サービスの利用及び課金は会員が申込を行ったサブスクリプション期間で自動更新されます。</p> <p>3. ソフトバンクプレミアム特典により加入した会員、月額会費1か月目無料キャンペーンにより加入した会員、一部サイト・サービスを經由する場合等の本サイト以外から会員登録を行った会員が、サブスクリプションプランを変更する場合には、自身が加入している規約に基づき、当該会員登録の解約手続きを行い、新たにサブスクリプションプランへの会員入会登録を行う必要があります。なお、当該会員登録の解約手続きを行わなければ、重複して加入することになり、両方の料金をお支払いいただくことになります。</p> <p>4. 会員自身が解約する場合は、会員本人が本サイトまたは弊社が定める解約手続きを行ってください。課金期間の末日(アプリ決済を選択した場合、課金期間の末日の前日)までに解約手続きを行った場合は、解約手続きをした日を含む課金期間の末日までサービスの利用が可能であり、解約手続きをした日を含む課金期間の末日まで会員としての地位を有するものとします。なお、解約手続き以降の利用の有無にかかわらず、解約手続きを行った日から課金期間の末日までの料金の日割りによる払戻しは行いません。</p>
<p>第14条（会員情報等の保有期間） 弊社は、会員が本会を解約した後も、前条の目的のほか、次の各号の日から起算して、3年間新たな本サービスの課金利用がない場合には、会員情報等及びアカウントを削除いたします (1)無料お試し期間中に解約手続きをした場合当該解約手続きをした日 (2)月額課金期間中に解約手続きをした場合当該月額課金期間の末日</p>	<p>第14条（会員情報等の保有期間） 弊社は、会員が本会を解約した後も、前条の目的のほか、次の各号の日から起算して、3年間新たな本サービスの課金利用がない場合には、会員情報等及びアカウントを削除いたします (1)無料お試し期間中に解約手続きをした場合当該解約手続きをした日 (2)課金期間中に解約手続きをした場合当該課金期間の末日</p>

【一部サイト・サービスを経由した「月額会費1か月目無料」に関する個別規約】

変更前	変更後
<p>第1条 弊社は、本会へ初めて入会される者のうち一部サイト・サービスを經由して本会へ入会した者に対して、本サービス2か月以上の利用を条件に本サービスの初月会費1か月目を無料とします。なお、初月無料施策においては、初月中は、本サービスのうち一部のサービスを利用できませんので、あらかじめご了承ください。</p>	<p>第1条 弊社は、本会へ初めて入会される者のうち一部サイト・サービスを經由して本会へ入会した者に対して、本サービス2か月以上の利用を条件に本サービスの初月会費1か月目を無料とします。なお、初月無料施策においては、初月中は、本サービスのうちVODサービスのみの利用しかできませんので、あらかじめご了承ください。</p>

【J:COMサービス加入者向け 釣りビジョンVOD利用規約】

変更前	変更後
<p>株式会社釣りビジョン（以下「弊社」といいます）は、J:COMサービス加入者向け 釣りビジョンVOD利用規約（以下「VOD規約」といいます）を以下の通り定め、これに基づき釣りビジョンVODサービス（以下「VODサービス」といいます）を無償で提供します。J:COMサービス加入者向け VODサービスの利用については、本VOD規約が適用されます。</p>	<p>株式会社釣りビジョン（以下「弊社」といいます）は、J:COMサービス加入者向け 釣りビジョンVOD利用規約（以下「VOD規約」といいます）を以下の通り定め、これに基づき釣りビジョンVODサービス（以下「VODサービス」といいます）を無償で提供します。J:COMサービス加入者向け VODサービスの利用については、本VOD規約が適用されます。なお、本サービスには、別途弊社が提供する「釣りビジョン倶楽部」会員サービスとして提供されるVODサービス以外のサービス及び特典等は含まれませんので、予めご了承ください。</p>

「釣りビジョンVOD for ソフトバンクプレミアム」利用に関する個別規定

変更前	変更後
<p>株式会社釣りビジョン（以下「弊社」といいます）は、「釣りビジョンVOD for ソフトバンクプレミアム」（以下「本サービス」といいます）に関して個別規約（以下「SB規約」といいます）を以下の通り定め、本サービスとして「釣りビジョンVODサービス」（以下「VODサービス」といいます）を提供します。なお、本サービスには、別途弊社が提供する「釣りビジョン倶楽部」会員特典として提供される特典等は含まれませんので、予めご了承ください。</p>	<p>株式会社釣りビジョン（以下「弊社」といいます）は、「釣りビジョンVOD for ソフトバンクプレミアム」（以下「本サービス」といいます）に関して個別規約（以下「SB規約」といいます）を以下の通り定め、本サービスとして「釣りビジョンVODサービス」（以下「VODサービス」といいます）を提供します。なお、本サービスには、別途弊社が提供する「釣りビジョン倶楽部」会員サービスとして提供されるVODサービス以外のサービス及び特典等は含まれませんので、予めご了承ください。</p>
<p>第5条（月額費用） 1. SB会員は、月額費用及びその支払方法については弊社又はソフトバンク株式会社が別途定めるところにより、支払うものとします。 2. 弊社は、第3条で定める方法でSB会員に事前通知することにより、月額費用及びその支払方法を変更いたします。なお、キャンペーン等が適用される場合がありますので、月額費用の発生等の詳細は、別途設けているキャンペーン要綱等をご確認ください。</p>	<p>第5条（月額費用） 1. SB会員は、月額費用及びその支払方法については弊社又はソフトバンク株式会社が別途定めるところにより、支払うものとします。SBユーザは、年額プランの選択をすることはできません。 2. 弊社は、第3条で定める方法でSB会員に事前通知することにより、月額費用及びその支払方法を変更いたします。なお、キャンペーン等が適用される場合がありますので、月額費用の発生等の詳細は、別途設けているキャンペーン要綱等をご確認ください。</p>

以上、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2024年9月2日

株式会社釣りビジョン